

# 金ヶ崎町農業委員会議事録

令和2年7月17日午後1時30分から令和2年第7回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は10名で次のとおりである。

第1番委員	高橋 旦志	第7番委員	名 和 和 弘
第2番委員	石 田 一	第8番委員	菊 地 重 治
第3番委員	小 嶋 教 三	第10番委員	小 野 ま り 子
第4番委員	高 橋 正 則	第11番委員	那 須 正 昭
第6番委員	千 田 眞 一	第12番委員	菊 地 成 壽

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局 長	鈴木 敏 郎
事務局 長 補 佐	阿 部 勝 利
係 長	及 川 靖
主 事	渡 辺 知 美

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地の使用貸借に係る合意解約について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
議案第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第4号	農地法適用外証明願の審査について
議案第5号	金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係 長	及 川 靖
主 事	渡 辺 知 美

議 長 只今から令和2年第7回金ヶ崎町農業委員会会議を開会いたします。

時間 13時30分

議 長 只今の出席委員は、10名であります。  
5番松本義文委員から欠席の届出があります。  
定足数に達しておりますので、金ヶ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。

議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。  
———異議なしの声あり———

議 長 異議なしと認め、議事録署名人には10番小野まり子委員、11番那須正昭委員を、書記には事務局を指名いたします。

議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
———異議なしの声あり———

議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。

議 務 局 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長、報告を求めます。  
【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】  
報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
———なしの声あり———

議 長 質疑が無いようですので、諸般の報告を終わります。

議 務 局 長 日程第4、報告第1号 農地の使用貸借に係る合意解約についてを議題とします。事務局説明を求めます。  
【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】  
説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
———なしの声あり———

議 長 質疑が無いようですので、報告第1号を終わります。

議 務 局 長 日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約についてを議題とします。事務局説明を求めます。  
【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】  
説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
———なしの声あり———

議 長 質疑が無いようですので、報告第2号を終わります。

議 務 局 長 日程第6、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議についてを議題とします。事務局説明を求めます。  
【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】  
説明が終わりました。

議 長 これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。  
 ——なしの声あり——

議 長 質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。  
 ——なしの声あり——

議 長 討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する賛成する委員の挙手を求めます。  
 ——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。よって、当案件は許可することに決定しました。

議 長 日程第7、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】  
 説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。  
 番号1番の案件について、2番石田一委員より報告願います。  
 第2番委員 2番 石田です。番号1番の案件について、現地調査の報告をいたします。7月14日午前に、南方地区の農地利用最適化推進委員の千葉誠委員と事務局の及川係長と現地調査に行つて来ました。  
 申請人の■■■■さんが共同住宅2棟を建設するため、自己所有の田を転用しようとするものです。  
 農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。  
 一般基準についてですが、事業費については金融機関からの借入により実施することを確認しております。現地は、現在休耕田で、周辺は住宅となっており、隣接する農地はなく、周辺農地への影響は発生しないものと考えられます。  
 以上のお通り、許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断致しました。以上で現地調査の報告を終わります。

議 長 ご苦労様でした。  
 これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。  
 ——なしの声あり——

議 長 質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。  
 ——なしの声あり——

議 長 討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。  
 ——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。よって、当案件は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 長 日程第8、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事務局  
局長

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。

番号1番の案件について、3番小嶋教三委員より報告願います。

第3番委員

3番 小嶋です。番号1番の案件について、現地調査の報告をいたします。7月14日午前に、南方地区の農地利用最適化推進委員の千葉誠委員と農業委員の石田一委員、事務局の及川係長と現地調査に行ってきた。

譲受人である[ ]が宅地分譲地3区画を造成するため、農地所有者の[ ]さんから田を売買によって取得し、転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。

一般基準についてですが、事業費については全額自己資金により実施することを確認しております。現地は休耕畑で、周辺は住宅地となっています。申請地の西側が畑と隣接しておりますが、敷地造成の際は碎石を敷き、転圧をかけて土砂等の流出を防ぐ計画となっていることから、隣接農地への影響は発生しないものと考えられます。

以上のとおり、許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断致しました。以上で現地調査の報告を終わります。

議長

ご苦労様でした。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議長

質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議長

討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

議長

——全員挙手——

挙手全員であります。よって、当案件は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議長

日程第9、議案第4号 農地法適用外証明願の審査についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事務局  
局長

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。

番号1番の案件について、4番高橋正則委員より報告願います。

第4番委員

4番 高橋です。7月14日午後、三ヶ尻地区の農地利用最適化推進委員の小関義則委員、千葉謙次委員、事務局の及川係長と現地確認に行ってきた。

申請地は[ ]さん所有の畑ですが、現況は住宅への通路及び庭、倉庫、駐車場となっているものです。今回の申請に至った経緯ですが、昭和44年頃に亡き夫が居宅を建築した当時から通路などとして使用し、現在まで農地法の手続きが必要なことを知らずにいたということです。今回、お孫さんが住宅を新築するため調査していたところ、許可を受けずに農地を通路などとして使用していることが判明し、農地法適用外証明願が提出されました。

現地を確認したところ、申請のとおり長年にわたり通路、庭、倉庫、駐車場として利用されており、農地に復元することは困難であると認められます。なお、申請人からは今回の申請に至った経緯と、今後は農地法の定めにより手続きをすることを記載した顛末書が提出されています。以上のことから、農地法の適用を受けないことの証明は相当であると判断しました。

以上で現地報告を終わります。

議 長

ご苦労様でした。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第4号 農地法適用外証明願の審査について、賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議 長

挙手全員であります。よって、本案は証明することに決定しました。

議 長

日程第10、議案第5号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事務局長

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

第3番委員

3番 小嶋です。利用権設定の番号1番から番号8番までは一括方式ということですが、同じ耕作者にも関わらず期間が5年のものと10年のものがあるのは何か意図があるのでしょうか。

事務局

土地の所有者と耕作者との話し合いで決めているものですので、期間が統一されていなくとも誤りではありません。ご高齢の所有者の方もいらっしゃるようですので、契約期間を短くしたということもあるようです。

第4番委員

農業公社を通じて10年以上貸借契約を結んだ場合、機構集積協力金の対象になると記憶しているのですが、受給対象になる契約期間や協力金の金額等、ご存じであれば教えていただきたいと思います。

事務局

機構集積協力金の中で、出し手に支給されるものには、経営転換協力金があります。経営転換には、リタイアする場合と、水稻は貸して畑は自分で耕作する場合の2種類があり、一反歩当たり1万5千円が出し手に支給されるようになっていました。集めた方ではなく、集めた地域に出るようになっており、集積割合により金額が変わってきます。また、農業振興地域のみが対象となっています。年数については、手持ち資料がないので、後日回答させていただきます。

議 長

ほか、質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第5号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

議 長 ———全員挙手———  
議 長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 これで、本日の日程は全部終了いたしました。令和2年第7回金ケ  
崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労様でした。

時間 14時10分